



2026 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名	イ リ ソ 電 子 工 業 株 式 会 社
代 表 者 の	代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 仁
役 職 氏 名	(コード番号:6908)
	取 締 役
問 い 合 わ せ 先	専 務 執 行 役 員 池 田 修 一
	管 理 本 部 長
電 話 番 号	0 4 5 - 4 7 8 - 3 1 1 1 (代 表)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備及び 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正いたします。

これに伴い、本日、当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づく過年度の内部統制報告書の訂正報告書及び同法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づく内部統制報告書を関東財務局へ提出いたしました。これらの報告書には、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備がある旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる内部統制報告書

- 第 56 期 内部統制報告書の訂正報告書 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
- 第 57 期 内部統制報告書の訂正報告書 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
- 第 58 期 内部統制報告書の訂正報告書 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
- 第 59 期 内部統制報告書の訂正報告書 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
- 第 60 期 内部統制報告書 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

2. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、海外子会社において労務紛争対応に関連した不適切な金銭交付の疑義が生じたことから、2026 年 2 月 18 日に、外部の弁護士及び公認会計士を委員とする調査委員会を設置し、調査を進めておりましたが、当該調査委員会によるデジタル・フォレンジック調査の過程で、会計処理及び品質検査等に関するコンプライアンス上の問題の存在を疑わせる事象が新たに認識されたため、当社は、2026 年 4 月 27 日に、調査範囲を拡大し、独立した調査を実施する目的で第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

当社は、2026 年 9 月 28 日に第三者委員会から調査報告書を受領し、当社の海外子会社における不適切な支出、当社における品質管理及び品質保証上の問題、海外子会社における仮決算時の未確定決算数値の使用、海外子会社における売上の前倒し計上等の事実が判明しました。

また、第三者委員会による調査及び当社による追加的な自主点検の結果、当社グループにおける固定資産の除却及び減損、棚卸資産の評価並びに当社の連結決算処理等に関する複数の会計処理の誤謬が判明しました。

これらを踏まえ、当社は、海外子会社における不適切な支出及び売上の前倒し計上、並びに当社グループにおけるその他の会計処理の誤謬等について、関連する会計処理を過年度に遡って訂正する必要があると判断しました。また、訂正の原因となった事象を連結財務諸表に反映した結果として影響を受ける事項、過年度において重要性が無いため訂正を行っていなかった事項の訂正も併せて行い、2022 年 3 月期から 2025 年 3 月期までの有価証券報告書、2024 年 3 月期第 2 四半期及び第 3 四半期の四半期報

告書並びに 2025 年 3 月期及び 2026 年 3 月期の半期報告書について、訂正報告書を提出しました。

当社は、第三者委員会による調査及び当社による追加的な自主点検の結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制の再評価を実施しました。その結果、当社及び一部の海外子会社における全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセス、並びに、一部の海外子会社における販売業務プロセスに以下の不備が存在していたと判断しました。

(1) 統制環境に関する不備

当社では、コンプライアンス及び財務報告の信頼性を経営上の最優先事項として明確に位置付け、役職員の行動に定着させるための取組みが十分ではありませんでした。

また、経営陣において、コンプライアンス及び財務報告に影響を及ぼすリスクを適切に認識し、判断し、対応するために必要な知識及び能力を継続的に確保し、評価する仕組みが十分ではありませんでした。役員の選任及び評価においても、誠実性、コンプライアンス意識、リスク管理能力及び独立した判断力を十分に担保する仕組みが整備されておりました。

さらに、取締役会及び監査等委員会において、重要な意思決定、財務報告に影響を及ぼすリスク及び内部統制上の問題に対する監督が十分に行われておりました。

このような状況の下、法令、社内規程及び顧客との約束事項等の遵守よりも、目先の課題解決、事業運営又は業績達成を優先する判断が行われる余地が生じておりました。また、役職員が問題や懸念事項を率直に提起し、これを組織として適時に共有及び是正する企業風土も十分に形成されておりました。

(2) リスクの評価と対応に関する不備

当社では、海外拠点における贈賄リスクその他のコンプライアンス・リスク及び財務報告に影響を及ぼすリスクについて、グループ横断的に識別し、その重要性及び発生可能性を評価した上で、適切な対応方針を決定する仕組みが十分ではありませんでした。

特に、外国公務員等に対する贈賄リスクについて、当該リスクが高い国、地域、取引形態及び委託先等を踏まえた具体的なリスク評価が実施されておらず、贈賄防止のための規程、審査、承認及び継続的なモニタリング等の対応も十分ではありませんでした。

また、重要な支出、通常取引条件と異なる取引及びその他会計上の判断を要する取引について、財務報告への影響を含むリスクを適切に評価し、法務部門、経理部門その他の専門部署を関与させる仕組みが十分ではありませんでした。

(3) モニタリングに関する不備

当社では、グループ全体のリスクに応じた内部監査計画の策定及び海外子会社に対する内部監査の実施に必要な人員及び専門性が十分に確保されておらず、海外子会社に対する内部監査の頻度及び範囲が十分ではありませんでした。

また、内部監査において不正又は不適切な行為の兆候を把握した場合に、その内容を経営陣及び監査等委員会へ適時適切に報告し、必要な是正措置及びフォローアップにつなげる仕組みが十分に機能しておりました。

(4) 海外子会社の管理体制及び情報と伝達に関する不備

当社では、海外子会社に役員及び駐在員を派遣していたものの、本社管理部門が海外子会社の業務運営、コンプライアンス及び財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を把握し、必要な指導及び支援を行う体制が十分ではありませんでした。

また、本社管理部門と海外子会社との間で、報告すべき事項、報告先、報告期限及びエスカレーションの基準が十分に明確化されておらず、海外子会社における重要な問題及びリスクが、本社に適時適切に報告されない状況がありました。

さらに、グローバルな内部通報制度は導入されていたものの、その周知及び運用が十分ではなく、海外子会社における問題を本社が早期に把握し、必要な是正措置につなげるための情報伝達経路として十分に機能しておりました。

これらの結果、海外子会社における不適切な実務又は慣行、決算体制上の問題及び会計処理上の課題について、本社による適時適切な指導、支援及び是正が行われておりませんでした。また、海外子会社における決算作業及び現地監査人による監査の遅延等、財務報告に影響を及ぼす事項について、当社の会計監査人を含む関係者への共有も十分ではありませんでした。

(5) 決算・財務報告プロセスに関する不備

当社及び一部の海外子会社では、仮決算手続、固定資産の除却及び減損、棚卸資産の評価並びに連結決算に関する会計処理方針、業務手続及び確認手続の整備及び運用が十分ではありませんでした。

海外子会社の仮決算手続については、連結決算日における債権債務の確定及び経過勘定の調整等が適時適切に行われておらず、現地監査人による監査の完了状況及び指摘事項についても、本社経理部門による確認及びフォローアップが十分ではありませんでした。

固定資産については、遊休資産の判定、建設仮勘定から固定資産への振替、外部保管資産を含む実地棚卸並びに除却及び減損の要否を確認する手続の整備及び運用が十分ではありませんでした。

棚卸資産については、滞留品、処分見込品及び売価が原価を下回る在庫等の評価に関する方針及び算定手続が十分に明確化されておらず、評価額の算定及び確認に関する手続の整備及び運用が適切に行われておりませんでした。

連結決算については、グループ会社間の債権債務及び取引高の照合差異の原因分析、子会社の会計方針及び会計処理の確認、現地監査人による指摘事項の把握並びに必要な連結修正仕訳の検討及び確認に関する手続の整備及び運用が十分ではありませんでした。

また、これらの決算・財務報告業務を適切に実施及び確認するために必要な人員及び専門性が十分に確保されておりました。

(6) 販売業務プロセスに関する不備

一部の海外子会社において、売上計上に先立ち、実際の出荷日及び顧客への引渡状況を確認する手続並びに在庫の移動記録と売上計上との整合性を照合する手続が十分に整備又は運用されておりませんでした。また、システム上の出荷情報と実際の物流業者への出荷指示が異なる場合に、当該差異を防止又は発見する統制も十分ではありませんでした。加えて、通常の取引条件と異なる取引や例外的な事象が発生した場合に、それらを識別し、関係部門へ報告・相談するための基準及び手続が十分に明確化されておりました。

当社は、上記の不備が当社及び複数の海外子会社に存在し、複数の財務報告項目に影響していること、過年度の財務諸表及び連結財務諸表の訂正を要する不適切な売上の前倒し計上、並びに複数の会計処理誤りを防止又は適時に発見できなかったことを踏まえ、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いと判断しました。

以上から、これらの不備は開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

3. 開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置と是正の状況

今回の一連の開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、今後、以下の再発防止策を設定・実行し、適切な内部統制の整備・運用を図っていく予定ですが、本書提出日現在、これら開示すべき重要な不備の是正には至っておりません。

(再発防止策)

- ・ コンプライアンスを最優先とする方針を経営理念、経営方針及び企業行動憲章等に明記するとともに、経営トップから財務報告の重要性も含め役職員に対して継続的に発信します。
- ・ 役員の選任基準及び評価制度に、誠実性、コンプライアンス意識、リスク管理能力及び独立した判断力に関する要件を明確に組み込み、役員の適格性を継続的に評価する仕組みを整備します。

- ・ 取締役会による意思決定及び業務執行の監督並びに監査等委員会による監査・監督の実効性向上を図るため、意思決定プロセスに係る統制、牽制及びモニタリング体制を強化します。
- ・ 海外拠点ごとの事業内容、展開地域及び取引形態等を踏まえ、贈収賄、財務報告、品質、輸出入・通関その他の重要なコンプライアンス・リスクを対象とするグループ横断的なリスク評価を実施し、その結果に応じた具体的な対応を行います。
- ・ 海外子会社から本社への報告事項、報告先、報告期限及びエスカレーション基準を明確化するとともに、本社管理部門による指導、支援及びモニタリングを強化します。
- ・ 内部通報制度及び通報窓口を役職員に周知するとともに、監査等委員会への通報窓口を設置し、内部通報制度の実効性を高めます。
- ・ 内部監査に必要な専門人材を確保し、各拠点のリスクに応じて内部監査計画及び重点監査項目を見直すとともに、識別した問題について改善が完了するまで継続的にフォローアップします。
- ・ 固定資産の实地棚卸、除却及び減損、棚卸資産評価、収益認識、グループ会社間取引並びに連結決算について、会計処理方針、業務手順、判断基準及びチェックリストを再整備し、グループ各社に周知します。
- ・ 本社経理部門が海外子会社の決算進捗、主要な会計処理、現地監査人による監査結果及び指摘事項を適時に把握し、必要な指導、支援及びレビューを行う体制を整備します。
- ・ 収益認識に関する実務上の判断基準を明確化するとともに、売上計上に先立ち、実際の出荷日、顧客への引渡状況及び在庫の移動記録を確認する手続を整備し、関係者に対する教育を実施します。

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、本日提出した過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び本日公表した過年度の決算短信等の訂正において、連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表に係る監査報告書における監査意見

訂正対象の連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表について、訂正後の監査報告書における監査意見は、無限定適正意見であります。

以上